

審 査 基 準 整 理 票

処分名	入居補欠者の決定		
根拠法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例	(条項)	第 8 条
基準法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例	(条項)	第 8 条
所管部署	都市計画部 住宅課 管理係		
標準処理期間	60日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第 7 条の規定に基づいて公開抽選により入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに、落選者のうちから補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。</p> <p>{根拠法令等}</p> <p>(入居補欠者)</p> <p>第 8 条 市長は、前条の規定に基づいて公開抽選により入居者を選考する場合において、入居者選考委員会の意見を聞いて、入居決定者のほかに、落選者のうちから、補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。</p>			